

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

事務事業名	消費生活推進事業				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)
部等名	企画部	課等名	男女共同参画課		包含する細々目	1	2	1	7	11	1	
政策	4 暮らしと生命を守る安全安心して快適なまちづくり											
施策	43 地域安全の推進											
実施区分	継続	会計	一般会計	環境調整会議	関連計画 条例等	消費者基本法 飯田市民の消費生活を守る条例 消費者問題協議会規則						
		事業期間		年度～		年度						

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値			
	市民(消費者)	飯田市の人口(人) (H18.10.1推計人口)	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		23年度以前に終了した年度とする
			107844	107000		
			現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		
意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)				
悪質商法に関する基礎知識を得て、契約に際して自ら適切な対応ができる	消費生活苦情相談件数	18目標		最終目標		
		18実績	128	19目標	125	↑
		23目標	110	23実績		最終目標達成年度
		18目標		最終目標		
		18実績		19目標		↑
		23目標		23実績		最終目標達成年度

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	消費生活に係る苦情相談を受ける 消費者啓発広報を実施する 消費者団体の活動を支援する	消費生活相談窓口の常設 各種媒体(広報いいだ、市ホームページ、オフトーク、いいだFM等)を用いて、悪質商法に関する広報啓発 飯田消費生活センターと連携して出前講座を実施 「いきいきみんなの生活展」の開催 「飯田消費者の会」の活動研修補助 消費者問題協議会の開催	相談窓口開設日数 広報実施回数 出前講座実施回数 生活展参加者人数 消費者の会支援日数 協議会開催回数	245日 30回 3回 5000人 30日 0回
		消費生活相談窓口の常設 各種媒体(広報いいだ、市ホームページ、オフトーク、いいだFM等)を用いて、悪質商法に関する広報啓発 飯田消費生活センターと連携して出前講座を実施 「いきいきみんなの生活展」の開催 「飯田消費者の会」の活動研修補助 消費者問題協議会の開催	相談窓口開設日数 広報実施回数 出前講座実施回数 生活展参加者人数 消費者の会支援日数 協議会開催回数	245日 30回 3回 5000人 30日 1回

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金		
	県支出金		
	起債		
	その他	0	0
一般財源	342	335	
事業費計(A)	342	335	
人件費	正規職員所要時間	18年度 640	19年度 640
	臨時職員等所要時間		
	人件費計(B)	2,289	2,289
	トータルコストA+B	2,631	2,624

特定財源内訳や補足事項	
-------------	--

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値			
	犯罪の被害を軽減する	被害者数(消費者被害)	現状値	40	19実績	
			20実績		21実績	
			22実績		23目標	40
			現状値		19実績	
20実績				21実績		
		22実績		23目標		

この事業を開始したきっかけ	事業を取り巻く状況の変化	事業に対する市民や議会の意見
「消費者保護基本法」が昭和43年に施行され、消費者保護のため国や地方公共団体、事業者らが果たすべき責務が定められた。 第一次オイルショック(昭和48年)後の急激な物価上昇等の社会情勢の下で、主に生活必需物資の価格や需給の状況等が適正であるかどうかを見守るため、飯田市では昭和49年に「飯田市民の消費生活を守る条例」が制定した。	平成16年6月に消費者保護基本法が改正され、「消費者基本法」が制定された。法の基本理念は、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」である。また、基本理念を具体化した国の消費者基本計画(17年度から21年度までの5ヶ年計画)では、3つの基本的方向と9つの重点課題が示された。 1. 消費者の安全・安心の確保(危険な商品の排除、消費者の参加、食の安全・安心情報の入手) 2. 消費者の自立のための基盤整備(取引のルール整備、団体訴訟制度導入、消費者教育の機会充実、環境に配慮した消費行動促進) 3. 緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応(苦情相談機能活用による被害防止、被害回復)	消費者被害を減らすよう、広く市民へ情報提供し、苦情相談の充実を図ること 架空請求などに対応した迅速で時期を逸しない広報の実施(やらまいか提言箱)

## 【See】18年度の振り返り

目的 妥当性 評価	この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？	(評価) 結びつく (その理由)	有効性 評価	成果をさらに向上させる余地はありますか？	(評価) 余地がある (その理由)
	対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？	(評価) 必要性がない (その理由)		廃止・休止した場合の影響はありますか？	(評価) 影響あり (その理由)
	意図の見直しの必要性はありますか？	(評価) 必要性がない (その理由)		他に類似事業はありますか？また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)？	(評価) 統合不可能 (類似事業名、理由)
	市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか)？	(評価) 必要ある (その理由)		成果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？	(評価) 不可能 (その理由)
			公平性 評価	受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？	(評価) 妥当である (受益者とその理由)

## 【Plan】改革改善

今後の事業の方向性	何を、いつまでにどうするのかの改革改善案
<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input checked="" type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input type="checkbox"/> 現状維持	平成19年度から運用される行政情報メール配信「いいだ安全・安心メール」に、消費生活情報をメニューとして加え、配信を希望する市民が携帯電話やパソコンで情報を得られるようにする
上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法	正確で迅速な情報提供 飯田消費生活センター等の関係機関との連携、内閣府メールマガジン「見守り新鮮情報」の内容分析

### 【補足事項環境側面】

(1) 環境影響評価の必要性判断	必要性がない	(2) 必要性な場合の実施事由
(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？		

### 【指摘事項】

施策マネジメント会議	
施策評価会議	
第5次基本構想基本計画推進委員会	